

仕様書

1 件名

令和元年度 博物館クラスター形成支援事業に関する回遊性向上に資する実証実験の業務委託(文化施設間共通キャッシュレス決済導入)

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

3 目的

上野文化の杜新構想実行委員会では、上野公園内にある美術館・博物館等を中核とした関係機関との連携により、エリアが一体となった文化クラスターを形成することにより相乗効果を発揮し、文化芸術の振興に資するまちづくりを加速させる取り組みを進めている。取り組みをさらに深化させつつ、文化・芸術・観光資源の有機的連携を図るマーケティングを強化し、「文化で稼ぐ」具体的な事業の創造及び事業基盤の構築を目指す。

4 委託内容

(ア) 上野地区文化施設共通入場券デジタル化実証実験の運営

(1) 共通デジタル決済基盤の導入

- ・実施日程 令和元年11月1日(金)～令和2年2月28日(金)
- ・場所 上野恩賜公園内で実証実験に参加希望する文化施設及び店舗等
- ・主たる委託内容

1. 上野地区文化施設共通入場券のデジタル化に向けた事前調査業務
2. 共通デジタル決済基盤の企画・開発業務(多言語対応必須)
3. 文化施設に設置する端末の開発・設置・メンテナンス
4. 文化施設の決済担当者との調整業務
5. デジタル決済実証実験開始に伴う告知・広報業務
6. 文化施設の広報担当者との調整及び委員会への出席
7. 実証実験実施に関する各種申請業務
8. 文化庁、東京都等が定める経理処理及び会計報告
9. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ、委員会への出席
10. その他実証実験の円滑な実施に伴う企画・調整業務
11. 報告書の作成

(2) 決済基盤を活用した回遊性向上施策の導入

- ・実施日程 令和元年11月1日(金)～令和2年2月28日(金)
- ・場所 上野恩賜公園内で実証実験に参加希望する文化施設及び店舗等
- ・主たる委託内容

1. 共通デジタル決済基盤を活用した回遊性向上のための企画・調査業務
2. 共通デジタル決済基盤の利用者拡大に資する広報・PR業務
3. WEBサイト等既存の広報コンテンツ活用のための企画・調査業務
4. 施策の実施に関わる打ち合わせの開催取りまとめ、委員会への出席
5. 文化庁、東京都等が定める経理処理及び会計報告

6.報告書の作成

5 予算 20,900,000円(消費税込み)

6 支払い時期 令和2年4月末日までに振込

7 留意点

キャッシュレス化促進を推進する政府の施策及び決済技術の急激な多様化・高度化の現況を踏まえ、各文化施設が個別に実施する決済デジタル化の取り組みを周到に調査し、長期的な視点に立ち、過剰な投資を避けるよう、主催者と受託者が十分協議して実証実験を行うこと。また、仕様書に定めのない他の事項についても同様に、主催者と受託者が協議して定めること。

8 主たる委託業務内容の詳細

(1) 共通デジタル決済基盤の導入

1. 上野地区文化施設共通入場券のデジタル化に向けた事前調査業務

実証実験に参加を希望する文化施設の既存決済インフラを調査、デジタル共通入場券(共通パスポート)の最適な導入形式・手法を探る

2. 共通デジタル決済基盤の企画・開発業務

実証実験に参加を希望する文化施設に導入可能で、もぎり・半券の集計作業等を簡便化するスマートフォンアプリケーションを開発する、あるいは上野文化の杜新構想実行委員会での利用に特化した既存サービスの機能拡張を行う。2020年1月中旬頃の実証実験開始を目指す。

その際、利用者の利便性が常に向上していく継続的な運用ができるモデルを検討すること。本アプリケーション及びサービスを上野以外の他地域へ転用できるモデルを検討すること。

なお、開発する機能やその使用に必要なテキスト等は、日本語、英語を中心とした多言語表記を行うこと。また、多言語化にあたっては、専門知識を有する経験豊かな翻訳者によって、母語とする外国人が理解しやすい内容になるようにすること。

3. 文化施設に設置する端末の開発・設置・メンテナンス

実証実験に参加を希望する文化施設側で決済端末を設置する必要がある場合、当該施設および上野文化の杜新構想実行委員会と協議・調整の上で、設置とメンテナンスを行う

4. 文化施設の決済担当者との調整業務

実証実験に参加を希望する文化施設の決済担当者と入念な協議・調整を行う

5. デジタル決済実証実験開始に伴う告知・広報業務

上野文化の杜新構想実行委員会WEBサイトのみならず、受託する事業者の運営する既存サービスの機能、新規開発したアプリケーション等を活用して決済基盤の利用促進を図る

6. 文化施設の広報担当者との調整及び委員会への出席

上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定

7. 実証実験実施に関する各種申請業務
実証実験に参加を希望する文化施設への説明・申請業務
 8. 文化庁、東京都等が定める経理処理及び会計報告
上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する
 9. 準備に関わる打ち合わせの開催取りまとめ、委員会への出席
上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
 10. その他実証実験の円滑な実施に伴う企画・調整業務
上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
 11. 報告書の作成
受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成して提出すること。その際、アプリケーション及びサービス利用状況の解析、上野地域来訪者や関係者へのヒアリング調査等を実施し、機能や情報に関する効果やニーズ等を検証すること。報告書の書式、内容等の詳細は、業務委託後に委託者と協議の上で決定すること。
- (2) 決済基盤を活用した回遊性向上施策の導入
1. 共通デジタル決済基盤を活用した回遊性向上のための企画・調査業務
(1)で開発したデジタル共通入場券アプリケーション及びサービスの付帯機能を活用し、決済機能の簡便化のみならず、来場者が複数の文化施設を訪問するインセンティブを企画・検討する
 2. 共通デジタル決済基盤の利用者拡大に資する広報・PR業務
(1)で開発したデジタル共通入場券アプリケーション及びサービスを通じて、あるいは受託者の既存サービス等を活用して、デジタル決済基盤の導入を告知し、利用者の拡大につながる広報・PR手法を導入する
 3. WEBサイト等既存の広報コンテンツ活用のための企画・調査業務
上野文化の杜新構想実行委員会が運営するWEBサイト等を活用し、デジタル共通入場券アプリケーション及びサービスとの相乗効果を生み出す施策を企画・検討する
 4. 施策の実施に関わる打ち合わせの開催取りまとめ、委員会への出席
上野文化の杜新構想実行委員会事務局と相談の上、決定
 5. 文化庁等が定める経理処理及び会計報告
上野文化の杜新構想実行委員会事務局の指示のもと処理する

9 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) コンピュータウイルス等、悪意のあるプログラムの侵入を防止するための対応、OS 及び CMS のアップデート実施などの情報セキュリティ対策を実施すること。また、既知の脆弱性への対応を実施するとともに、新たな脆弱性が発見された場合は、迅速に対応すること。
- (2) 情報セキュリティにあたっては、ISO27001 (ISMS) など情報セキュリティ又は個人 情報保護に関する第三者認証を取得していること。また、必要に応じて、取得している情報セキュリティマニュアルを開示できること。
- (3) 個人情報をはじめとするセキュリティ対策について、具体的な対応方法を示し、万全を期したものとすること。

10 著作権

著作権対策に関しては、以下の点に留意すること。

- (1) 本件委託においては、著作権の取り扱いに十分注意すること。
- (2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第28条の権利を含む)は、すべて委託者に帰属する。
- (3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ委託者に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- (5) 上記(1)(2)(3)及び(4)の規定は、下記の11.により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (6) 但し、上記(1)(2)(3)(4)(5)においても使用する映像、イラスト、写真、その他資料及びプログラム等に、既存の著作権やその他知的財産権等が存在する場合は、作業開始前に別途協議のうえ、決定するものとする。
- (7) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

11 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

12 その他

- (1) 受託者は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施に当たっての実施内容及び作業工程に示した業務実施計画書、その他委託者が指示する書類を作成し、委託者の承認を得るものとする。
- (2) 本業務を遂行するに当たり委託者と受託者は、必要に応じて協議を実施する。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ委託者と協議の上、了承を得ること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項または本仕様書に疑義が生じた場合は、受託者と委託者が協議の上、定めるものとする。

以上